

令和3年11月19日

文教経済常任委員協議会会議概要

委員長 中村 美津緒

副委員長 橋本 尚美

1 開催日時 令和3年11月19日（金曜日）午後1時29分～午後2時1分

2 開催場所 第1・第2委員会室

3 報告事項

(1) 令和3年第4回定例会提出予定案件

① 公の施設の指定管理者の指定について

② 公の施設の指定管理者の指定について

③ 青森市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について

(2) その他

① 「第11次青森市交通安全計画（素案）」について

② 令和3年度全国学力・学習状況調査結果報告について

○出席委員

委員長 中村美津緒

副委員長 橋本尚美

委員 蛭名和子

委員 天内慎也

委員 山本治男

委員 長谷川章悦

委員 舘山善也

委員 花田明仁

委員 奈良岡隆

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教育長 成田一二三

市民部長 加福理美子

経済部長 百田満

経済部理事 横内信満

農林水産部長 大久保文人

教育委員会事務局教育部長 小野正貴

農業委員会事務局長 加藤文男

市民部次長 白坂孝志

農林水産部次長 小笠原訓史

教育委員会事務局参事 葛西俊一

人権男女共同参画課長 木村文子

関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 猪口茂樹

議事調査課主幹 吹田匠

議事調査課主事 高木渉

○中村美津緒委員長 ただいまから、文教経済常任委員協議会を開会いたします。

案件に入る前に、私から報告いたします。

本委員会に所属していた山脇智委員から、本年11月2日付で、議長に対し、総務企画常任委員会への所属変更の申出があり、同日付で、変更されましたので報告いたします。

また、民生環境常任委員会に所属していた花田明仁委員から、本年11月2日付で、議長に対し、本委員会への所属変更の申出があり、同日付で、変更されましたので報告いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

令和3年第4回定例会提出予定案件について報告を求めます。

最初に、「公の施設の指定管理者の指定について」報告を求めます。

なお、案件①及び②については、関連があるため、一括して報告を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 令和3年第4回市議会定例会に議案の提出を予定しております、公の施設の指定管理者の指定につきましては、市民部、教育委員会所管について関連がありますので、一括で御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、議会の議決を経て、指定することとなっております。

このたび、令和4年3月31日をもって指定期間が満了となります施設について、指定管理者の候補者を決定しましたことから、本条例に基づき指定に係る議案について提出するものであります。

資料1-00を御覧ください。

初めに、募集要項配布及び申請書受付期間であります、指定管理者の募集期間につきましては、令和3年8月2日から令和3年9月7日までの期間で、各施設の指定管理者募集要項を配布し、令和3年8月31日から令和3年9月7日の期間で申請書の受付を行いました。

指定管理者候補者の選定に当たりましては、企画部次長を委員長とする各部局の次長級の職員、学識経験者、財務等について識見を有する者で組織する指定管理者選定評価委員会により、応募団体から提出された書類に基づき審査を行っております。

選定項目につきましては、管理運営方針、職員等の配置計画、サービス向上の対策及び収支計画などとなっておりますが、選定項目の点数化による客観的な評価を行い、候補者を選定したところであります。

指定期間につきましては、令和4年4月1日からの開始で5年間となっております。

次に、対象施設・募集内容等を御覧ください。

本常任委員協議会が所管いたします各施設の指定管理者候補者の選定結果であります。

議案提出を予定しております施設といたしましては、市民部所管で No. 1 の青森市男女共同参画プラザ及び、No. 2 の青森市働く女性の家、また、教育委員会所管で No. 3 の青森市森林博物館となっております。

市民部所管の No. 1 の青森市男女共同参画プラザ及び No. 2 の青森市働く女性の家につきましては、2 施設を同一の指定管理者が一括管理することとなっております。

応募者数は、市民部所管及び教育委員会所管のいずれの施設も 1 者となっており、指定管理者候補者につきましては、指定管理者選定評価委員会において審査を行ったところ、いずれも最低得点を上回ったことから、指定管理者の候補者としているところであります。

各施設の審査結果につきましては、配付しております資料 1—01、資料 1—02 のとおりとなっておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○**中村美津緒委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見はありますか。長谷川委員。

○**長谷川章悦委員** この選定方法の設定基準及び配点。これは前回と変わった点はあるんですか。

○**加福理美子市民部長** 市民部所管の青森市男女共同参画プラザ及び青森市働く女性の家についての御質問にお答えいたします。

今回導入に当たりまして変更した点につきましては、まず 1 つに――すみません、配点についての御質問でよかったですでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**加福理美子市民部長** 配点については、前回と変わらず同じような点数の配分になっております。

○**中村美津緒委員長** 長谷川委員。

○**長谷川章悦委員** 選定の基準と配点は、前回と変わったところがあるんですかということ。

○**中村美津緒委員長** 市民部長。

○**加福理美子市民部長** 担当課長のほうから御説明いたします。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○**中村美津緒委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 先に教育委員会からお答えしてよろしいでしょうか。

○中村美津緒委員長 はい、お願いします。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 森林博物館のところについて、お答えいたします。

まず、大きな変更点といたしましては、今回、指定管理者の募集に当たりまして、一部利用料金制を導入したというのが、森林博物館の1番大きな点であります。

また、評価項目として変更した点でありますけれども、項目の3のDといたしまして、来館者を増加させるためのPR及びイベントの実施計画または自主事業という項目。これは前はありませんでした。こちらを10点満点という形で加えたところが変更点であります。

以上です。

○中村美津緒委員長 担当課、どうぞ。

○木村久美子人権男女共同参画課長 人権男女共同参画課の木村でございます。

ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後ほど、委員の皆様に変更した点を御説明させていただきたいと思っております。

○中村美津緒委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 この指定管理については、かなり議論になった経緯があったわけですよね。それから、今までそういう管理業務したことがあるかどうかとあってあるわけですね。新しく応募する人は、やったことないわけですよね。とすれば、今までやってきた人が、そういう管理業務をやっているから、おのずと選定される。これはおかしいのではないかということも言ってきた。

例えば、財政計画に沿っていたら30点。非常に大きい。そうすれば、これには関係ないけれども、例えば、スポーツ施設あたりは、太平ビルとか角弘とかは、普通の人より下げれるわけだ。今、新しく参入する人は、非常に不利だということは、指定管理者制度の中でいろいろ議論になってきたと思えます。だから今聞いたのは、そういう今まで出されたことを、いろいろ考えながら、何項目かの基準項目について、いろいろ考えてきたところがあったのかということでお尋ねしたわけですね。答弁しなくてもいいですよ。資料も要らないです。だからそういう、今までの流れを考えていただいて、新しい基準になったのかなという思いがあったので、お尋ねしただけです。

これは、本家本元がちゃんとやらなければならないことなので、あなたたちの部でやるものではないと思うけれども、そういうことでお尋ねしただけです。ですから資料も何も要りませんので、そういうことでお尋ねいたしました。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 令和3年第4回市議会定例会へ提出を予定しております青森市立小学校条例の一部を改正する条例の制定についての概要について御説明申し上げます。

配付資料を御覧ください。

まず、1の提案理由についてであります。本議案は、去る令和3年8月19日に開催されました文教経済常任委員協議会において御報告いたしました青森市立大栄小学校の通学区域再編に基づく条例改正であり、複式学級の解消による多様な学びの機会を確保するため、令和4年4月1日から、青森市立大栄小学校を青森市立浪岡北小学校へ統合することに伴い、小学校の設置及び管理について必要な事項を定める青森市立小学校条例につきまして所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容についてであります。本条例別表中の青森市立大栄小学校の名称及び位置を削除するものであります。

また、3の施行期日につきましては、令和4年4月1日としております。

なお、4の再編に伴う支援等の検討状況につきましては、これまで保護者及び地域の皆様から御意見をいただきながら実施内容を検討してまいりましたが、現時点での状況といたしましては、1つに、子どもの居場所の確保につきましては、大栄小学校区内での放課後児童会の開設に向け、教育委員会及び関係部局において、開設場所等の検討を進めているところであります。

2つに、学校指定品の支給につきましては、浪岡北小学校のトレーニングウェア等の学校指定品の支給に係る経費につきまして、令和3年第4回市議会定例会へ補正予算案を提出することとしております。

3つに、通学支援につきましては、市所有のスクールバスを活用し、浪岡北小学校までのスクールバスを運行することとし、令和4年4月からの運行に向けた準備を進めているところであります。

4つに、環境変化への支援につきましては、児童や保護者の不安を解消するための学校間の事前交流事業として、大栄小学校及び浪岡北小学校の児童によるオンライン交流会や学校訪問による授業への参加。大栄小学校の保護者による浪岡北小学校の授業参観の実施を予定しているところであります。

5つに、建物の利活用につきましては、防災の観点から、引き続き地域住民の避難場所として活用できるよう関係部局と協議を進めているところであります。

6つに、建物の安全管理及び敷地内の環境保全につきましては、建物の利用と併せて、教育委員会において検討を進めているところであります。

教育委員会といたしましては、できる限り保護者や地域の皆様の御意向に沿った支援を行えるよう、来年4月の再編に向け、引き続き支援策等を検討してまいります。

説明は以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 1点お聞きします。

(1)から(6)までの支援策の検討状況についてですけれども、3つぐらい検討中、協議中とありますけれども、大体いつ頃までに結論が出る予定でしょうか。

○中村美津緒委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 お答えいたします。

まず、当初予算案の編成過程にありますことから、その中で基本的には具体を詰めてまいりたいというふうに考えているところでありまして、可能な限り予算編成の過程で結論を出していきたいと考えております。そこまでに間に合わないものも、もしかしたら出てくるかもしれませんが、いずれにいたしましても、その過程で結論が出るよう努めているところであります。

以上です。

○中村美津緒委員長 天内委員。

○天内慎也委員 遅くならないようによろしくお願いいたします。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

以上で、「令和3年第4回定例会提出予定案件」について報告を終わります。

次に、「その他」の報告を求めます。

最初に、「第11次青森市交通安全計画（素案）について」報告を求めます。
市民部長。

○加福理美子市民部長 第11次青森市交通安全計画（素案）について、御報告いたします。

資料2—01—1を御覧ください。

初めに、計画策定の目的ですが、本市の交通事故による被害は年々減少傾向にあるものの、いまだに多くの死傷者が発生しております。引き続き、交通安全の確保を図り、市民の安全かつ快適な生活の実現に寄与することを目的に、本計画を策定するものであります。

次に、位置付けですが、本計画は交通安全対策基本法に基づき、国、県が策

定する計画を踏まえ、青森市交通安全条例の規定に基づき作成する計画となっており、計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年としております。

続いて、現状と課題についてですが、本市における交通事故の現状として、発生件数、負傷者数、死者数は減少傾向にありますが、高齢歩行者の死亡重傷者数の割合が顕著であり、運転者の高齢化に伴う交通事故が増加し、いまだに交通事故による死傷者数が700人を超えているところであります。

課題といたしましては、交通事故の防止に当たっては、関係者が一丸となって取り組むとともに、市民一人ひとりが交通安全を意識し行動することが必要となっております。

本計画の基本理念については、第10次青森市交通安全計画に引き続き、人命尊重の理念に基づき交通事故のない社会を目指すこととしております。

また、基本方向は、1つに、人間に係る安全対策、2つに、交通機関に係る安全対策、3つに、交通環境に係る安全対策としております。それぞれの基本方向に沿った主な取組につきましましては、「第1章 道路交通の安全」、「第2章 鉄道交通の安全」、「第3章 踏切道における交通の安全」を柱とし、各章に記載の項目について取り組むこととし、各章ごとに目標を設定しております。

「第1章 道路交通の安全」の目標につきましましては、令和7年度までに死者数を4人以下とすることとし、年間の重傷者数については、令和7年度までに年間の重傷者数を56人以下にすることとしております。

また、「第2章 鉄道交通の安全」の目標につきましましては、運転事故の死者数を毎年ゼロ人、「第3章 踏切道における交通の安全」の目標につきましましては、踏切事故の発生件数を毎年ゼロ件としております。

以上が概要となりますが、当該計画素案の全体版として資料2—01—2を添付しておりますので御覧くださいようお願いいたします。

最後に、資料2—01—3を御覧ください。

本案件については、令和3年11月29日から令和3年12月28日までの1か月間、「わたしの意見提案制度」の実施により、市民の皆様から御意見をいただき、その結果を踏まえ来年2月に計画を策定し、当常任委員会において改めて御報告させていただきたいと考えております。

報告は以上であります。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和3年度全国学力・学習状況 調査結果報告について」報告を求め

ます。教育長。

○成田一二三教育長 令和3年度全国学力・学習状況調査における本市の結果について御報告いたします。

全国学力・学習状況調査は、毎年度実施されておりますが、昨年度は新型コロナウイルス感染症により中止となったところであり、今回は2年ぶりの実施となったところであります。

配付資料の「1 調査の概要」を御覧ください。

本調査は、児童・生徒への学習指導の改善・充実に役立てることを目的としており、本年5月27日に、全国の小学校6学年児童と中学校3学年生徒を対象に実施されたところであり、本市におきましては、小学校6学年児童1972人、中学校3学年生徒2095人が本調査を受けました。

実施教科は、小学校が国語と算数、中学校が国語と数学のそれぞれ2教科であり、調査内容は、当該学年までに身につけておかなければならない基礎的な知識及び技能と、基礎的な知識及び技能を問題解決のために活用する力を一体的に問う構成となっております。

次に、「2 調査結果」と「3 本市児童・生徒の学力の状況」を併せて御覧ください。

「2 調査結果」は、小学校と中学校それぞれについて、本市・全国・青森県の平均正答率を示しております。

本市児童・生徒の正答率は、全ての教科で全国平均を上回る結果となっていることから、教育委員会としては、学力については一定の定着が図られているものと認識しております。

また、問題別の正答率では、国語の語句の理解や算数・数学の計算など、基礎的な知識及び技能を問う問題の正答率が高くなっております。

一方、複数のデータから必要な情報を読み取り、それに基づいて判断する力を問う問題や記述式問題の正答率が低いことから、教育委員会としては、本調査の目的である、調査結果を学習指導の改善・充実に役立て、確かな学力の定着を図るためにも、今後は、本市児童・生徒の学力や学習の状況を詳細に捉えることが重要であると考えております。

最後に、「4 今後の取組」を御覧ください。

教育委員会では、今回の学力調査の結果を分析した結果、1人1台端末等を活用し、多くの情報から必要な情報を読み取り判断する学習活動や、自分の考えを口頭で説明し、その上で文章で説明する学習活動を充実させる必要があるものと考えているところであり、今後、研修講座や学校訪問等で具体的な指導・助言する場を設け、教員の指導力を高め、引き続き、児童・生徒の一層の学力向上に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 また、委員の皆様から御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 それでは、議員の現任期中に本市議会において取り組むこととされた今後の取組事項のうち、本委員会が検討組織となっている国民スポーツ大会青森県開催に向けた事業の監視・評価を行うことについて協議したいと思います。

まず初めに、当該項目が本委員会で協議することとなった経緯について御説明いたします。

青森市議会基本条例第24条では、条例の目的が達成されているかどうかを検討すること、及びこの検討結果に基づき適切な措置を講じるよう規定されております。

これら検討の中で、現任期中に取り組むべき項目について各会派から提案がなされ、議会運営委員会での協議を経て、今後の取組事項が整理されております。

その後、この取組事項について、令和元年9月9日に設置されました青森市議会今後の取組事項整理検討タスクフォースにおいて、項目ごとに検討組織、優先度、検討の方向性について協議がなされたところであり、そのうち国民スポーツ大会青森県開催に向けた事業の監視・評価を行うことについては、本常任委員会が検討組織とされたことから、本日御協議いただくものであります。

配付しております資料の「1 タスクフォースの答申内容 タスクフォースでの方向性」の部分を御覧ください。

この取組事項に関する検討の方向性としては、当該事業にかかわらず、重要案件については、所管の委員会等において、執行機関に対し、議会基本条例第11条及び第12条に基づく説明や資料の提供を求めていくべきと考えたと整理されております。

本日の協議をスムーズに進めるため、あらかじめ各委員の皆様のお意見を、事務局を通じ伺いした上で、私と橋本副委員長とにおいて協議結果案を作成しました。

資料の「2 文教経済常任委員会での協議」の「協議内容」の部分を御覧ください。

本常任委員会の所管は、青森市議会委員会条例第2条第2項第2号において、市民部、経済部、農林水産部、教育委員会及び農業委員会に関することと規定されており、議会基本条例第11条及び第12条の規定にかかわらず、本委員会の所管する部局に係る事業等については、これまでと同様、監視、評価していくことは、我々文教経済常任委員会の責務であります。

よって、資料記載のとおり、国民スポーツ大会青森県開催に向けた事業の監視・評価については、文教経済常任委員会が所管する経済部の事務事業であるため、議会基本条例第11条及び第12条の規定にかかわらず、引き続き、本委員会において執行機関側から報告を受けるとともに、適宜、事業の監視・評価を継続していくものと整理いたしました。

この案を、本項目に係る協議結果といたしたいと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 それでは、そのようにいたします。

この協議結果を踏まえ、国民スポーツ大会青森県開催に係る現在の進捗状況等について、事務を所管する経済部から、次回、令和3年12月13日開催予定の本委員会において報告をお願いします。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)